

S協からのお知らせ

例会、パーティー等におけるコロナ感染に関する 「情報管理」の運用を停止します

*****「新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項」の改定*****

2020年1月に国内で感染者が確認されてから第1波、第2波と経験し、S協では、2021年1月「新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項」を策定し、スクエアダンス界の感染拡大阻止に向けて情報の共有に努めてまいりました。

その後、2023年1月まで、第3波から8波と感染が続きました。この間約3年4ヵ月を経て、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が2023年5月8日「5類」に引き下げられ、また、政府と地方自治体による様々な行動制限がなくなり、療養や感染防止のあり方は基本的に個人の判断に任されるなど、平時の体制に移行することとなりました。

このことから本要項は、今後 本事案相当が現出するまで“運用を停止する”ことが、5月27日開催の執行理事会で承認されましたので、お知らせいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染者が例会、パーティー等に参加したことについてS協への報告は必要ありませんが、会員の安心・安全の観点から必要な感染予防策について、クラブ内での会員の総意のもと、いっそうの対策を講じていただきますようお願いいたします。

“運用停止”を謳った「取扱要項」（改定版）を次頁に転載します。

（執行理事会）

新型コロナウイルス感染に係る情報の取扱要項

(区分4、細04-15-2)

(目的)

第1条 一般社団法人日本スクエアダンス協会（以下「本協会」という。）の普通会員（以下、「会員」という。）が新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合、迅速且つ適切な対応を行い、情報を共有することにより感染の拡大を防止するため、本要項を策定する。

(感染者を確認した場合のクラブ代表者の対応)

第2条 感染が確認された者（PCR検査陽性者）は、速やかにクラブ代表者に連絡するものとする。

- 2 感染者およびクラブ代表者は、地元の自治体が定める手順により対応する。
- 3 感染者およびクラブ代表者は、最寄りの保健所に連絡し、その指示に従う。
- 4 連絡を受けたクラブ代表者は、感染者が例会等クラブの事業（以下「例会等」という。）に参加していた場合には、当該統括支部長および本協会事務局長に、感染の内容、状況等の概要を速やかに連絡する。

(連絡と協議)

第3条 連絡を受けた本協会事務局長は、クラブ代表から連絡のあった概要を速やかに整理し、執行理事に報告する。

- 2 報告を受けた執行理事は、次条に定める基準により報告された事案の取り扱いについて協議し、執行理事会として取り扱いを決定する。その内容を理事および監事に報告し、情報を共有するものとする。
- 3 連絡を受けた統括支部長は、次条の基準により執行理事会が決定した取扱いに基づき、適宜、統括支部内の都道府県連絡協議会（以下「県連」という。）に感染に係る概要を報告することとする。報告に当たっては、予め本協会事務局長に相談する。

(連絡された情報の取り扱い基準)

第4条 クラブ代表者から連絡された情報の取り扱いの基準は次のとおりとする。

- (1) 感染者が例会等に参加したが感染の拡大がないことが確認された場合：特段の報告は行わず、記録にとどめることとする。
- (2) 感染者が例会等に参加し、他の会員への感染が確認された場合：当該統括支部長から当該統括支部内の県連代表者に感染に係る概要を連絡し、注意喚起を行う。
なお、会員間の感染がクラスター（集団感染）に相当する場合には、会長は全統括支部長に対し、それぞれの統括支部内の県連代表者に感染の概要を連絡するよう依頼するものとする。

(情報管理の徹底)

第5条 連絡および報告に当たっては、入手したクラブ名・個人名など個人情報取り扱いには十分に配慮する。

- 2 各組織からの連絡・報告の際は、必要以外の情報の漏洩等がないよう情報管理を徹底する。

(改廃)

第6条 この要項の改廃は、執行理事会の決議・承認を得るものとする。

附 則

(施行日)

第1条 この要項の施行日は次のとおりとする。

施行日 2021年1月30日

(改定)

第1条 この要項改定日は次のとおりとする。

改定日 2022年9月24日

附 則 2

(適用の停止)

第1条 この要項は次の理由により、適用を停止する。

新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が2023年5月8日、「5類」となり、政府と地方自治体による様々な行動制限がなくなり、療養や感染防止のあり方は基本的に個人の判断に任されるなど、平時の体制に移行した。

よって、本改定要項（改定日2022年9月24日）は、今後当面の間運用を停止する。

第2条 この要項の停止日は次のとおりとする。

停止日 2023年5月27日

改定履歴

改定年月日	改定内容・改定理由
2021年1月30日	要項の制定
2022年9月24日	要項の改定
2023年5月27日	要項の停止
	政府のコロナ対策の緩和等に伴い一部改定 政府の感染症法の5類引き下げ方針に伴い、運用の停止